

## 反処分・反テロ裁判控訴審結審！

### 9月16日13:20判決

#### 労働組合に対する名誉毀損、処分撤回を勝ち取るぞ！

7月15日、東京高等裁判所で「反処分・反テロ裁判」控訴審の口頭弁論が行われました。今回は、東二運分会の斎藤勝さんの陳述書及びJR東海ユニオンの情報類（当時執拗にテロリストキャンペーンを展開していた事実）を証拠として提出しました。

斎藤さんは陳述書で、当時の状況を第三者的な立場で冷静に見ていた状況を明らかにしました。偶然、退社時に、JR東海労役員5名が東二運総務科を訪れ、謝罪文掲出確認を極めて冷静に、総務科長に要請していた事実を目撃したこと。そしてその後、会社が、「テロリスト的行為があった」と掲示したことは、JR東海労役員の、この謝罪文確認行動のことを指していることは明らかであり、多くの社員がそのように承知していたことなどを、自分が職場で見聞きした事実に基づいて陳述しました。

第一審では、会社が、テロリスト的行為があったと掲示したことは、名誉毀損にあたるとして、JR東海労5名の役員に対し、それぞれ33万円の損害賠償金を支払うよう命じ、勝利判決を勝ち取っていました。

しかし、JR東海労への名誉毀損行為と5名の役員に対する処分の撤回については認められませんでした。したがって、私たちは、JR東海労への損害賠償と処分撤回を求めて控訴し闘ってきました。一方会社も、33万円支払い命令を不服とし控訴していました。裁判は、今回の弁論で結審しました。そして、いよいよ、9月16日判決言い渡しが決まりました。

社員をテロリスト呼ばわりする掲示を貼りだし、正当な組合活動に対し、「業務妨害があった」などとして、処分までした会社の行為が、あらためて違法であると認定されることは間違いありません。同時に、会社が事実無根の掲示を職場に掲出することで、JR東海労の名誉を傷つけたことに断が下れます。この間、会社が繰り返してきた、不当労働行為、JR東海労を敵視する労務政策が、この裁判によって明らかになり、法の裁きを受けることは間違いないと確信しています。多くの組合員の結集で判決を見とどけようではありませんか。

**第一審判決（33万円賠償命令）を上回る判決を勝ち取ろう！**  
**社員をテロリスト呼ばわりしたことは名誉棄損！**